

長崎大学における契約内容の公表に関する基準

平成20年4月30日

学 長 裁 定

長崎大学における支出の原因となる契約内容の公表に関する基準を次のとおり定める。

1 公表の対象とする契約

予定価格が500万円を超える契約。ただし、本学の行為を秘密にする必要があるものを除く。

2 公表の内容

- (1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約権限者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 契約金額
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) 随意契約によることとした会計規則の根拠条文及び理由（競争契約を行った場合は除く。）
- (10) 文部科学省の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数（競争契約を行った場合は除く。）
- (11) その他必要と認められる事項

3 公表の時期及び方法

- (1) 公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内）に長崎大学ホームページ（以下「ホームページ」という。）において行う。
- (2) 公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までホームページに掲載する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月30日から施行し、平成20年4月1日以降に締結する契約から適用する。
- 2 長崎大学における随意契約の公表に関する基準（平成18年8月7日学長裁定）は廃止する。